

令和元年 第2回峡南衛生組合議会定例会

令和元年10月24日  
午後3時00分 開会  
於 議場

日程第	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	管理者挨拶
日程第4	認定第1号の報告並びに上程
日程第5	認定第1号の説明
日程第6	認定第1号の質疑
日程第7	認定第1号の討論
日程第8	認定第1号の採決
日程第9	議案第3号～第4号の報告並びに上程
日程第10	議案第3号～第4号の説明
日程第11	議案第3号～第4号の質疑
日程第12	議案第3号～第4号の討論
日程第13	議案第3号～第4号の採決
日程第14	議案第5号の報告並びに上程
日程第15	議案第5号の説明
日程第16	議案第5号の質疑
日程第17	議案第5号の討論
日程第18	議案第5号の採決
日程第19	議案第6号の報告並びに上程
日程第20	議案第6号の説明
日程第21	議案第6号の質疑
日程第22	議案第6号の討論
日程第23	議案第6号の採決
日程第24	委員会の閉会中継続調査について

2.出席した議員は次のとおりである。

1 番 秋山 豊彦 君	2 番 伊藤 雄波 君
3 番 伊藤 達美 君	4 番 若林 一明 君
5 番 市川 強 君	6 番 赤池 朗 君
7 番 米山 久志 君	8 番 望月 十四朗 君
9 番 福與 三郎 君	10 番 川口 福三 君
11 番 川崎 充明 君	12 番 河井 淳 君

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員（2名）

6 番 赤池 朗 君      7 番 米山 久志 君

5.地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（12名）

管理者	望月 幹也
副管理者	辻 一幸
副管理者	久保 眞一
副管理者	佐野 和広
会計管理者	穂坂 桂吾
身延町環境上下水道課	水上 武正
早川町町民課長	望月 重美
市川三郷町生活環境課	望月 和仁
南部町水道環境課	渡辺 雄治
峡南衛生組合 所長	柿島 利巳
峡南衛生組合 支所長	古屋 秀樹
峡南衛生組合 次長	望月 邦浩
峡南衛生組合 主事	望月 義治

所 長：それでは 15 分まだ時間があるわけですがけれども全員お集まりですので、開会に先立ち相互にあいさつを交わしたいと思いますね。ご起立ください。相互に礼。

一 同：おはようございます。

所 長：ご着席ください。

議 長：本日はお忙しい中ご出席いただき、10 月定例会が開催できますこと、心より御礼申し上げます。まず初めに、台風 19 号で災害に見舞われ亡くなられた方に対しまして、ご冥福をお祈りいたすとともに、また被災されました皆さまにお見舞いを申し上げたいと思います。

本定例会に付議されております案件は、認定第 1 号議案第 3 号から議案第 6 号の 5 案件であります。それでは本日の会議が慎重審議の中にも、スムーズな議会運営ができますよう、特段のご協力をお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。ただ今から令和元年第 2 回峡南衛生組合議会定例会を開会いたします。本定例会に管理者他、関係者の出席を求めていますのでご了承願います。報告がございますが、アキヤマ議員につきましては欠席の届けが出ております。

これより本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付したとおりにしたいと思いますので、ご了承願います。日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 83 条の規定により、6 番赤池朗君、7 番米山久志君を指名します。

日程第 2、会期の決定について議題といたします。本件については、議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長 7 番米山久志君。

米山議員：はい。議長。

議 長：はい。米山君。

米山議員：議長の命により、議会運営委員会の報告をいたします。令和元年第 2 回定例会の会期につきましては、去る 10 月 11 日議会運営委員会を開催し協議いたしました。その結果、会期は本日 1 日とし、本日はこの後、認定第 1 号と議案第 3 号から議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論を行い採決することとします。以上議会運営委員会の報告とします。よろしくお取り計らいの下お願いいたします。

議 長：お計りします。本定例会の会期については、ただいまの議会運営委員長の報告ど

おり決定することにご異議ありませんか。

議員一同：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は議会運営委員長の報告どおり、本日 1 日とすることに決定しました。日程第 3、管理者あいさつを行います。管理者、ご登壇ください。

管理者：はい。議長。

議 長：はい。望月管理者。

管理者：皆さん、こんにちは。

議員一同：こんにちは。

管理者：議長より許可をいただきましたので、開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。本日ここに令和元年峡南衛生組合議会第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、ご出席いただき誠にありがたくお礼を申し上げます。

まずは台風 19 号についてですが、先ほどの議長のあいさつでもありましたとおり、全国各地で甚大な被害が発生し、多くの方々が犠牲になりました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

一方、峡南地域においては 10 月 11 日深夜から、12 日夜半までの豪雨で、土砂崩れなどでの道路の寸断や、数件の床下浸水などもありましたが、幸いに人的被害もなく、また同施設においても六郷側のこの道路ですけれども、鴨狩共和線道路大規模崩落での通行止め、またこの下を流れています町境の「花通り側」の土砂埋伏等ありましたけれども、施設や敷地等への被災はなく、安堵（あんど）したところであります。

それでは今定例会に提出いたしました議案ですけれども、認定 1 件、条例の制定および改正 3 件、補正予算 1 件の計 5 件でございます。ご審議をいただき何とぞ決くださいますようお願いを申し上げます、甚だ簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長：日程第 4、認定第 1 号、平成 30 年度峡南衛生組合、一般会計歳入歳出決算認定について、上程いたします。日程第 5、管理者に認定第 1 号について提案理由の説明を求めます。はい、管理者望月幹也君。

管理者：それでは認定第1号、平成30年度峡南衛生組合、一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度峡南衛生組合、一般会計歳入歳出決算を別紙監査員の意見書をつけて、議会に付するものでございます。令和元年10月24日提出、峡南衛生組合管理者望月幹也。なお詳細の説明につきましては、穂坂会計管理者が行いますのでよろしくお願いたします。

議 長：認定第1号について、詳細説明を求めます。

会計管理者：はい、議長。

議 長：はい。会計管理者穂坂桂吾君。

会計管理者：認定第1号、平成30年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、当組合の平成30年度歳入歳出決算の状況について、ご説明申し上げます。

それでは決算書1ページ、2ページをお開きください。歳入総額は表の一番下歳入合計欄の収入済額に示す5億4,328万7,779円で、前年度と比較しますと33.4%、1億3,603万4,616円の増額となりました。

次に3ページ、4ページをご覧ください。歳出総額は表の一番下歳出合計欄の支出済額に示す5億2,724万3,761円で、前年度比36.2%、1億4,013万3,283円の増額となりました。歳入歳出差引残額は4ページに記載のとおり、1,604万4,018円です。歳入歳出共に前年度と比較し増額となったのは、南部町施設との合併がその主な要因であります。

次に5ページをお開きください。決算事項別明細書に基づき説明をいたします。まず歳入につきましては、調停額と収入済額は同額で、不納欠損、収入未済はありませんので、全て収入済額で説明をいたします。

1款分担金および負担金は、4億908万5,140円です。備考欄に記載のとおり構成各町の負担金であります。

2款使用料および手数料は、6,153万6,310円です。この内訳として1項1目火葬使用料が609万2,500円。これは峡南祭場分の使用料で管内、管外の使用件数等は備考欄のとおりです。2項1目清掃手数料は650万3,490円、衛生車3,441台分であります。2目ごみ処理手数料は、4,894万320円です。内容は備考欄記載のとおりであります。

3款財産収入につきましては、財政調整基金の利子分8,274円です。

4款繰入金3,531万5,000円は財政調整基金の一部を取り崩し、一般会計に繰り入れたものです。

5款繰越金、2,014万2,685円は前年度繰越金です。

7 ページ、8 ページをお開きください。6 款諸収入は 901 万 1,703 円です。内訳は 1 項預金利子の 1,291 円と 2 項雑入の 901 万 412 円です。雑入の主な内容は発酵堆肥の販売および古紙、金物など入荷物の回収によるものです。

7 款南部使用料および手数料は、818 万 8,667 円です。内訳は 1 項南部使用料が 216 万 2,500 円これは南部アルカディア聖苑の使用料で、内容は備考欄のとおりであります。2 項南部手数料は、511 万 6,982 円で衛生車 2,707 台分です。3 項南部雑入は 90 万 9,185 円で、内容は南部町の負担となる水道、電気代および自動販売機の売り上げ収入を受け入れております。歳入につきましては以上です。

続きまして 9 ページ、10 ページをご覧ください。歳出について説明いたしますが、人件費あるいは少額支出など、省略させていただくところもございますがご了承ください。1 款議会費の支出済額は 164 万 8,455 円。予算に対する執行率は 87.6%です。14 節使用料および賃借料の 28 万 6,940 円および 19 節負担金補助および交付金の 58 万 8,000 円は議員研修関係の支出であります。

2 款総務費は支出済額 3,264 万 4,532 円で執行率は 96.9%でした。1 項 1 目一般管理費の支出済額は 3,253 万 181 円です。7 節 469 万 238 円は臨時職員 2 名分の賃金、11 節需用費では印刷製本費においてごみ収集日程表の作成を行いました。不用額 43 万 8,521 円の主なものは、その際の契約差金であります。

11 ページ、12 ページをご覧ください。13 節委託料 76 万 2,112 円は備考欄にありますとおり、施設警備等の業務委託経費であります。14 節使用料および賃借料は、486 万 5,163 円です。備考欄に記載の自動車リース料ですが、南部支所に公用車を配置したことに伴い、自動車をリースいたしました。15 節工事請負費 150 万 931 円につきましては、管理棟屋根改修工事を行いました。19 節負担金補助および交付金、131 万 4,645 円につきましては、ごみ処理広域化推進協議会運営負担金 59 万円など備考欄に記載のとおりであります。2 目公平委員会費および 2 項監査委員費の説明は省略させていただきます。

3 款衛生費に移ります。支出済額 3 億 7,561 万 5,465 円、執行率は 99.1%です。1 項 1 目し尿処理費の支出済額は 8,664 万 4,598 円でした。13 ページ、14 ページをお開きください。11 節需用費は 3,495 万 5,813 円。備考欄の修繕費につきましては、深層反応槽攪拌（かくはん）ポンプ修繕 521 万 1,000 円、水処理機器整備修繕 464 万 4,000 円などが主な支出であります。不用額につきましては、主に修繕費の契約差金であります。13 節委託料 1,054 万 9,868 円は各種機械設備の清掃点検整備などの、業務を委託したものであります。15 節工事請負費 2,330 万 4,240 円につきましては、備考欄記載の工事を実施いたしました。次に 2 目ごみ処理費は 2 億 8,897 万 867 円です。

15 ページ、16 ページをご覧ください。7 節の 1,369 万 7,277 円は臨時職員 4 名分の賃金です。11 節需用費は 6,203 万 5,397 円。消耗品費につきましては施設機器関係消耗品の他、発酵肥料や EM 活性液の材料等の購入、修繕費につきましては施設機器等の各種修繕およ

び公用車の維持管理に伴う費用、その他ごみ袋購入費など備考欄記載のとおりであります。

13 節委託料の 1 億 2,448 万 2,773 円は不燃物収集処理、焼却灰運搬処理、その他設備の点検整備など各種業務を委託したものであります。14 節使用料および賃借料は、112 万 836 円です。備考欄の土地借り上げ料は駐車場用地の借り上げであります。15 節工事請負費 4,886 万 3,080 円は焼却炉の耐火物補修工事などを行ったものです。19 節負担金補助および交付金 77 万 4,960 円は、各種講習会への参加負担金等の支出であります。

次に 4 款火葬費です。支出済額は 2,189 万 8,097 円執行率は 98.9%です。17 ページ、18 ページをご覧ください。11 節需用費 393 万 7,389 円のうち修繕費につきましては、火葬場屋根塗装や入り口自動ドアの修理などを行った費用であります。13 節委託料 1,370 万 1,160 円につきましては、火葬業務の委託費用として 1,296 万円が主なものです。15 節工事請負費 378 万 8,400 円の内容につきましては、備考欄に記載のとおりです。昨年度は火葬場屋上防水回収工事を行いました。

次に 5 款南部総務費は、支出済額 1,149 万 8,943 円執行率 95.9%です。11 節需用費 179 万 2,737 円は光熱水費として電気料の支出が主なものです。13 節委託料は、42 万 3,792 円で備考欄に記載のとおり施設整備の維持管理に関わる業務を委託しました。

19 ページ、20 ページをご覧ください。6 款南部衛生費は支出済額 5,032 万 8,791 円執行率は 93.7%です。11 節需用費 3,301 万 6,951 円の主なものは、消耗品費でメタノール脱臭用活性炭あるいは次亜塩素酸ソーダなどの薬剤等を購入しました。13 節委託料の内容は備考欄記載の業務委託を行い、合計 789 万 7,446 円です。

次に 7 款南部火葬費の支出済額は、1,190 万 4,204 円、執行率は 91.4%です。南部アルカディア聖苑に関わる経費で、主なものとしては 21 ページ、22 ページに記載の 13 節委託料 875 万 248 円です。火葬業務をはじめ各種業務を委託実施しました。その他の費用につきましては、備考欄記載のとおりであります。

次に 8 款諸支出金は財政調整基金へ 2,170 万 5,274 円の積み立てを行いました。

最後に 9 款予備費ですが、これについての執行はありませんでした。歳出については以上です。

次に 23 ページ実質収支に関する調書をご覧ください。説明は円単位で行います。実質収支額につきましては、歳入総額 5 億 4,328 万 7,779 円に対し、歳出総額は 5 億 2,724 万 3,761 円、歳入歳出差引額は 1,604 万 4,018 円で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額の 1,604 万 4,018 円であります。

次に 24 ページの財産に関する調書をご覧ください。括弧 1 土地および建物についてですが、平成 30 年 4 月 1 日に南部町施設と合併し、以後各施設は峡南衛生組合南部支所として業務を行っております。これに伴い調書の建物に関わる数値、具体的には非木造および延べ面積の部分ですが、決算年度中増減高および決算年度末現在高の列に、それぞれ南部支所の事務所分として 1,039 平米、し尿分として 1,030 平米、火葬場分として、998 平米を加えました。前年度末現在高と比較し、決算年度末現在高の合計数値は非木造および延べ面積それ

ぞれ 3,067 平米増加しております。

次に括弧 2 の基金についてです。円単位で説明をいたします。前年度末現在高は 8,094 万 3,492 円でした。決算年度中の増減の状況ですが、取り崩し額 3,531 万 5,000 円に対し、積立額は利子と合わせた 2,170 万 5,274 円でありました。差額分の 1,360 万 9,726 円が減額となりました。従いまして、決算年度末現在高は 6,733 万 3,766 円であります。

最後に括弧 3 物品についてですが、決算年度中の増減はありませんでした。認定第 1 号につきましても、雑ばくな説明でありましたが、以上で終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長：ただいま会計管理者より詳細説明がありましたが、ここに代表監査委員が出席しておりますので、笠井一雄代表監査委員から監査結果の報告をお願いいたします。はい、代表監査員。

監査委員：それでは監査員の意見書ということで、意見書を朗読させていただきまして、監査員の意見とさせていただきます。

平成 30 年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 30 年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりです。

記、1、審査対象、平成 30 年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算並びに、関係諸帳簿証書類。

2、審査を行った日、令和元年 8 月 8 日木曜日でございます。

3、審査を行った場所、身延町役場 2 階会議室。

4、審査の総括的意見、一般会計の予算額および歳入歳出済額は予算台帳並びに、出納日計簿、収入簿および支出簿により出納証書類を余すところなく精査の上、さらにその内容につき検討を加え、審査を実施した結果、決算は計数的に正確であり、内容も適正であると認めた。

5、審査の個別的意見、歳入について、括弧 1、歳入については、各町からの負担金が 75%、手数料が 13%を占め、これが主な収入財源である。括弧 2、決算の歳入全般では、対前年度比較 33.4%、金額にして 1 億 3,603 万 5,000 円の増となった。増額の理由としては、南部町加入に伴う増が主な要因である。

歳出について、括弧 1、平成 30 年度歳出決算は前年度対比 36.2%の増。これは、南部町との合併に伴い施設が増えたことによるものである。今後、新ごみ処理施設が建設されるまでの約 11 年間は、点検を行い補修工事等で施設の延命化に努めながら、経費の削減に努力されたい。

括弧 2、予算に対する執行率は 97.7%で適正と認める。財政調整基金について、決算年度末保有額は、6,733 万 3,000 円であり、適正な管理運営がなされている。今後、管理運営経

費の削減に努め、余剰金は積極的に積み立てをし、次期建て替え時に各町の負担が減少することを望む。

最後になりましたが、結びとして、日本経済においては、企業収益の増加や良好な雇用、所得環境を背景とした個人消費の緩やかな持ち直しもあり、景気の拡大期が続いているものの、依然として世界経済の先行きは不透明感があります。また、このような景気動向の中、いよいよ 10 月から消費税の引き上げもあります。財政運営を取り巻く環境は、不安定な状況となってくる。

このような景気の中、地方財政においては、地方税収入の急速な回復は望めず、依然として先が読めない状況である。組合を構成する各町においては、限られた財源の中で、緊急性、必要性に配慮した行財政運営に取り組まれている。峡南衛生組合としては、収入の大部分を構成町の負担金に依存している現状から、当組合においても、なお一層の行財政改革を押し進めていくことが必要であると。

ごみ処理施設は、現在 11 市町で新ごみ処理施設建設に向けて取り組んでおり、今後建設費が膨らんでくる。また、し尿処理施設においても稼働後 31 年目を迎えており、老朽化施設に対して、いずれは訪れる施設の全面改修を視野に入れた、効果的な施設延命に努めるとともに、優先度、緊急度等を精査し、財源の確保になお一層の創意工夫を凝らすことにより、効率的な行政運営と地域環境への万全な配慮、さらに安全な施設稼働に努められたい。

組合管理運営についても、経費の削減等効率的、合理的運営に努力されているところであるが、なお一層の効率的運営を図り、限られた財源の有効活用により、費用対効果を主眼としたコスト意識の徹底を基本とし、適正かつ効率的な執行に努められたく要望する。

令和元年 8 月 8 日、峡南衛生組合管理者望月幹也殿。峡南衛生組合代表監査委員、笠井一雄。峡南衛生組合監査委員、赤池朗。以上です。

議 長：日程第 6、認定第 1 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑ありませんか。質疑がないようですので、質疑なしと認めます。日程第 7、認定第 1 号について、討論を行います。討論はございませんか。

議員一同：なし。

議 長：討論がないようですので、討論を終わります。日程第 8、提出議案の採決を行います。認定第 1 号、平成 30 年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、認定第 1 号は原案どおり可決いたしました。日程第 9、議案第 3 号、峡南衛生組合会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定について。議案第 4 号、峡南衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、一括上程いたします。日程第 10、議案第 3 号および第 4 号につ

いて、提案理由の説明を求めます。

管理者：議長。

議 長：はい。管理者望月幹也君。

管理者：それでは、議案第 3 号、峡南衛生組合会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定について説明をいたします。峡南衛生組合会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の議案を提出いたします。令和元年 10 月 24 日提出、峡南衛生組合管理者望月幹也。

提案理由を申し上げます。地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行による、会計年度任用職員制度の創設に伴い、峡南衛生組合会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例を制定する必要性が生じた。これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 4 号、峡南衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。峡南衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の議案を提出いたします。令和元年 10 月 24 日提出、峡南衛生組合管理者望月幹也。

提案理由を説明申し上げます。地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行による、会計年度任用職員制度の創設に伴い、峡南衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定する必要性が生じました。これが、この議案を提出する理由でございます。なお両議案の詳細につきましては、柿島所長より説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

議 長：議案第 3 号および第 4 号について、詳細説明を求めます。

所 長：はい、議長。

議 長：はい、所長柿島利巳君。

所 長：それでは議案第 3 号、峡南衛生組合会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定についての詳細説明をいたします。地方公務員法および地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員の制度が創設され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されます。会計年度任用の職は、相当の期間任用される職員をつけるべき業務に従事する職とは質的に異なるもので、常時勤務を要する職を占める職および短時間勤務の職を占める職員に適用される、給与条例の中で規定するものではなく、会計年度任用職員独自の条例を制定する必要があります。

このことにより峡南衛生組合会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例を制

定するものであります。条例の具体的な内容としましては、第 1 条では条例制定の趣旨について規定しています。第 2 条では用語の意義についての定義を規定しています。会計年度任用の職は、標準的な業務の量によってフルタイムの職と、パートタイムの職に分けられます。第 3 条では会計年度任用職員の給与について規定しています。第 4 条から 15 条については、フルタイム会計年度任用職員の給与等について規定しています。第 16 条から 24 条ではパートタイム会計年度任用職員の給与等について規定しています。第 25 条から 26 条では、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について規定しています。第 27 条から 28 条では、雑則について規定しています。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日からの施行です。以上で議案第 3 号 峡南衛生組合会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定についての詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第 4 号 峡南衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての詳細説明をいたします。この条例は会計年度任用職員とは異なる職員の任期を定めた採用および任期を定めて採用された職員の給与の特例に関して、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律および地方公務員法に基づき、必要な事項を定めるものです。事務の種類や性質に応じ、行政サービスやコスト面においても効果的で多様な任用、勤務形態の人員構成を実現することを目的に定めるものです。

条例の内容としましては、第 1 条では条例の制定の趣旨について規定しています。第 2 条から第 3 条では、職員の任期を定めた採用について規定しています。第 4 条では短時間勤務職員の任用、任期を定めた採用について規定しています。第 5 条では任期の更新について規定しています。第 6 条では第 2 条の規定により、任期を定めて採用された職員のうち、所長職および支所長職に対する給与に関する特例について規定されています。第 7 条から第 8 条では、第 6 条に規定する特定任期付職員についての通勤手当に関する特例、期末手当に関する特例について規定しています。第 9 条では委任事項についての規定です。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日です。以上で議案第 4 号、峡南衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての詳細説明を終わらせていただきます。

議長：日程第 11、議案第 3 号および第 4 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。

議員一同：なし。

若林議員：議長。

議長：はい。ワカバヤシ君。

若林議員：4 番ワカバヤシ。条例の制定そのものについては異議はないわけですが、会計年度

任用ということで、1年だと思わんですけれども、その形状等については、どのように執行部は考えているかをお聞かせいただきたいと思います。

議 長：はい、所長。

所 長：形状につきましては、任期は1年以内ということなんですが、その辺については可能ということですので、その採用につきましては、試験あるいは選考によって決めるということになっておりますので、そのようなかたちにしていきたいと考えております。以上です。

若林議員：議長。

議 長：ワカバヤシ君。

若林議員：町でもこのような条例が出て、制定がされたんですけれども、国から示された表みたいなものがあって、それが審査というのは話ですけれども、そうじゃないということですね。

議 長：はい、所長。

所 長：国に示されたというか、法にのっとってその範囲で試験なり選考なりで、決めていきたいと考えております。

議 長：よろしいですか。はい。他に質疑ありますか。はい。カワグチ君。

川口議員：議案3号、4号関連しているんですが、今この条例に該当する職員は何名いるのか教えてください。

議 長：所長。

所 長：2名です。4号が2名です。その他で4名。

議 長：今のは3号が4名？ 4号が2名ということ。

川口議員：4号が2名。

議長：ということのようです。よろしいですか。他に質疑ありますか。他に質疑ございませんか、よろしいですか。他に質疑がないようですので、質疑を終わります。日程第 12、議案第 3 号および第 4 号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

日程第 13、提出議案の採決を行います。議案第 3 号、峡南衛生組合会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 3 号は原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第 4 号、峡南衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 4 号は原案どおり可決いたしました。

日程第 14、議案第 5 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について、上程いたします。日程第 15、議案第 5 号について提案理由の説明を求めます。管理者望月幹也君。

管理者：それでは議案第 5 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。令和元年 10 月 24 日提出、峡南衛生組合管理者望月幹也。

提案理由を説明申し上げます。成年被後見人等に権利の制限に係る、措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による、地方公務員法の一部改正に伴い、峡南衛生組合給与条例の一部を改正する必要が生じました。これが、この議案を提出する理由でございます。なお議案の詳細につきましては、柿島所長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長：議案第 5 号について、詳細説明を求めます。

所長：はい、議長。

議長：はい。所長柿島利巳君。

所長：それでは議案第 5 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。この一部改正は成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人および被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に、不当に差別されないよう成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るものです。

具体的には地方公務員法の改正内容として、成年被後見人等は職員となり、または競争試験、もしくは選考を受けることができないとする規定を削除する。職員は成年被後見人等に

該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除する趣旨にのっとり、一部改正を行うものです。施行期日は令和元年 12 月 14 日からの施行です。以上で議案第 5 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例についての、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長：日程第 16、議案第 5 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。日程第 17、議案第 5 号について、討論を行います。討論はございませんか。

議員一同：なし。

議 長：討論がないようですので、討論を終わります。日程第 18、提出議案の採決を行います。議案第 5 号について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 5 号は原案どおり可決いたしました。

日程第 19、議案第 6 号、令和元年度峡南衛生組合一般会計補正予算第 1 号について、上程いたします。日程第 20、議案第 6 号について提案理由の説明を求めます。

管理者：議長。

議 長：はい。管理者望月幹也君。

管理者：それでは議案第 6 号、令和元年度峡南衛生組合一般会計補正予算第 1 号について、ご説明を申し上げます。表紙を開いていただいて、裏面を見ていただきたいと思います。歳入歳出予算の補正、第 1 条のみを説明をさせていただきます。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,566 万 8,000 円とする。令和元年 10 月 24 日提出、峡南衛生組合長望月幹也。

なお補正予算の詳細につきましては、柿島所長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議 長：議案第 6 号について、詳細説明を求めます。

所 長：はい、議長。

議 長：はい。所長柿島利巳君。

所 長：それでは議案第 6 号、令和元年度峡南衛生組合一般会計補正予算第 1 号につい

での詳細説明をいたします。今回の補正は規定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 74 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 5 億 3,566 万 8,000 円とするものであります。

歳出から説明いたします。6 ページをお開きください。6 ページの 2 款総務費の 1 項 1 目一般管理費、19 節負担金補助および交付金、48 万 8,000 円は峡北、中巨摩、峡南地域ごみ処理広域化推進協議会への負担金です。

3 款衛生費の 1 項 1 目し尿処理費、2 節から 4 節は人件費関係で、年度途中での職員 1 名の退職と、これに伴う他の職員の人事異動によるものです。次に 15 節工事請負費 47 万 8,000 円で、PH 計交換機取替工事、膜吸引ポンプ改良工事および汚泥ポンプ改良工事につきましては、故障等によるもので今回計上させていただきました。減額分は契約先への対応です。

次に 2 目ごみ処理費の 2 節から 4 節の人件費関係は、職員退職に伴う人事異動に関するものです。13 節委託料のごみ収集業務委託 50 万円は、10 月からの消費税アップによる増額分を計上させていただきました。次に 3 目生ごみ処理費が、職員の退職に伴う人事異動に関する人件費の補正です。

00 : 49 : 50

7 ページをご覧ください。4 款火葬費 1 項 1 目、火葬処理費で 13 節火葬業務委託料 12 万円は、消費税の変更に対応するものです。14 節使用料および賃借料は、当初予算への計上漏れでありました火葬予約システムリース代分です。15 節工事請負費につきましては、契約差金への対応です。5 款南部総務費 1 項 3 目南部火葬処理費、11 節需用費 8 万 2,000 円は、浄化槽調整槽ポンプ交換修繕費です。歳出については以上です。

続きまして歳入について説明いたします。5 ページをご覧ください。5 款繰越金、1 項 1 目 1 節繰越金に前年度繰越金 74 万 3,000 円を計上いたしました。以上で議案第 6 号平成元年度峡南衛生組合一般会計補正予算第 1 号についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長：日程第 21、議案第 6 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。

市川議員：議長。

議 長：はい。市川君。

市川議員：5 番市川。歳出の 6 ページ 3 款 1 項 1 目 15 節工事請負費の制御盤更新工事 549 万 2,000 円と差金が出ておりますが、幾らの工事に対してこれだけの金額の差金が、なぜこんなに多く出たんですかね。

議 長：はい、次長。

次 長：すいません。金額については、ちょっと今当初予算が手元にあるんですけども、ちょっと金額が入っていないので述べるのが、幾らに対してということが言えないんですけども、なぜ 549 万 2,000 円という金額の差金が出たかにつきましては、この当初制御盤の更新工事につきましては、し尿処理施設を建てていただいたクボタ環境というところで見積もりをしたんですけども、実際に仕様書なんかを作って、クボタ環境とあと甲斐電気をお願いしたところ、甲斐電気さんのほうがかなり安く入札をしましたので、その分の差額が 549 万 2,000 円ということになります。以上です。

管理者：下に書類は？

次 長：あります。

管理者：ちょっと暫時休憩をお願いできますか。

00：55：00

議 長：取る？ それではちょっと資料の用意をするということなので、暫時休憩したいと思います。再開は資料が整い次第ということにしたいと思います。

(休憩 00：55：10～00：56：07)

議 長：それでは再開いたします。次長。

次 長：はい。すいません、先ほどご質問ですけれども、当初制御盤更新工事ということで、1,136 万、1,013 万 6,000 円ほど見積もってございましたけれども、実際には 464 万 4,000 円でできましたので、その分の差額分をマイナスとさせていただきます。

議 長：よろしいですか。市川君。

市川議員：当初が 1,013 万ということで、四百何万ということで半額以下になったということですね。それに対してどう思いますか。

次 長：はい。

議 長：はい。次長。所長。

所 長：確かに見積もりが甘かったということになりますけれども、今後はそういうこと

がないように対応していきたいと思います。

次 長：すいません。

議 長：はい、次長。

次 長：制御盤ということで、クボタ環境さんがほとんどここを建てたわけでございますけれども、職員にも常々言っているんですけども、大手の業者に見積もりを頼むばかりじゃなくて、もっとそれ以外のできる業者を探す中で、そういうところに日々できるのであれば、そういうところにも競争入札という観点の中で、入れさせて競う中で、より一層安価でちゃんとしたところに出すということで、今回そういう仕様書を送ったりした中で、そういうクボタよりも、半額でできたということになります。

議 長：よろしいですか。他に質ありますか。他にありませんか。他に質疑がないようですので、質疑を終わります。日程第 22、議案第 6 号について、討論を行います。討論はございませんか。

議員一同：なし。

議 長：討論がないようですので、討論を終わります。日程第 23、提出議案の採決を行います。議案第 6 号について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 6 号は原案どおり可決いたしました。日程第 24、議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、議題といたします。

閉会中の調査の申し出があります。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議はありませんか。

議員一同：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決定いたしました。以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。これをもちまして、令和元年年第 2 回峡南衛生組合議会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

所 長：以上をもちまして、全日程が終了いたしました。ありがとうございました。相互にあいさつを交わしたいと思います。全員ご起立をお願いします。相互に礼。

一 同：お疲れでした。

令和元年 10 月 24 日

峡南衛生組合 議 長

この会議録は正当なものと認めここに署名する。

6 番

7 番